

審査基準及び標準処理期間の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者(担当課)
01	特定非営利活動促進法	第10条第1項	特定非営利活動法人の設立の認証	市長(市民協働推進課)
審査基準		法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の審査基準の設定が不要		
【根拠法令】				
○特定非営利活動促進法 (設立の認証)				
第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。				
一 定款				
二 役員に係る次に掲げる書類				
イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。)				
ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本				
ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの				
三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面				
四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面				
五 設立趣旨書				
六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本				
七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書				
八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)				
【基準法令】				
○特定非営利活動促進法 (認証の基準等)				
第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。				
一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。				
二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。				
三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。				
イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)				
ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体				
四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。				
2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。				
3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。				
○青森県特定非営利活動促進法施行条例 (認証等の決定に係る期間)				
第三条 法第十二条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する期間は、一月とする。				
標準処理期間				
経由機関での期間	処理機関での期間		うち協議機関での期間	計
日	1か月2週間 ※縦覧期間(2週間)を含む		日	1か月2週間 ※縦覧期間(2週間)を含む

【備考】

特定非営利活動促進法第10条第2項の規定により、設立の認証申請があった場合には、その申請書を受理した日から2週間、その指定した場所において、公衆の縦覧に供しなければならないとされている。

また、特定非営利活動促進法第12条第2項の規定により、認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の縦覧期間を経過した日から2月(条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならないとされており、青森県特定非営利活動促進法施行条例第3条でこの期間を1月と定めている。

審査基準及び標準処理期間の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者(担当課)
02	特定非営利活動促進法	第25条第3項	特定非営利活動法人の定款変更の認証	市長(市民協働推進課)
審査基準				
<p>法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の審査基準の設定が不要</p> <p>【根拠法令】 ○特定非営利活動促進法 (定款の変更) 第二十五条 3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>【基準法令】 ○特定非営利活動促進法 (定款の変更) 第二十五条 5 第十条第二項から第四項まで並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。 (認証の基準等) 第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。) ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。 ○青森県特定非営利活動促進法施行条例 (認証等の決定に係る期間) 第三条 法第十二条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する期間は、一月とする。</p>				
標準処理期間				
経由機関での期間	処理機関での期間		うち協議機関での期間	計
日	1か月2週間 ※縦覧期間(2週間)を含む		日	1か月2週間 ※縦覧期間(2週間)を含む

【備考】

特定非営利活動促進法第10条第2項の規定により、定款変更の認証申請があった場合には、その申請書を受理した日から2週間、その指定した場所において、公衆の縦覧に供しなければならないとされている。
 また、特定非営利活動促進法第12条第2項の規定により、認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の縦覧期間を経過した日から2月(条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならないとされており、青森県特定非営利活動促進法施行条例第3条でこの期間を1月と定めている。

審査基準及び標準処理期間の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者(担当課)
03	特定非営利活動促進法	第31条第2項	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散の認定	市長(市民協働推進課)
<p>審査基準</p> <p>申請の実績がなく、又はまれであり、審査基準を設定することが困難であるので、個々の申請ごとに判断することとしている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○特定非営利活動促進法 (解散事由) 第三十一条 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。</p>				
標準処理期間：未設定(過去に申請実績がないため、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難)				
経由機関での期間	処理機関での期間		うち協議機関での期間	計
日	日	日	日	日

審査基準及び標準処理期間の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者(担当課)
04	特定非営利活動促進法	第32条第2項	定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合の残余財産の譲渡の認証	市長(市民協働推進課)
<p>審査基準</p> <p>申請の実績がなく、又はまれであり、審査基準を設定することが困難であるので、個々の申請ごとに判断することとしている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○特定非営利活動促進法 (残余財産の帰属) 第三十二条 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。</p>				
標準処理期間：未設定(過去に申請実績がないため、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難)				
経由機関での期間		処理機関での期間		計
		うち協議機関での期間		
日		日		日

審査基準及び標準処理期間の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者(担当課)
05	特定非営利活動促進法	第34条第3項	特定非営利活動法人の合併の認証	市長(市民協働推進課)
審査基準				
<p>法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の審査基準の設定が不要</p> <p>【根拠法令】 ○特定非営利活動促進法 (合併手続) 第三十四条 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>【基準法令】 ○特定非営利活動促進法 (合併手続) 第三十四条 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。 (認証の基準等) 第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。) ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。</p> <p>○青森県特定非営利活動促進法施行条例 (認証等の決定に係る期間) 第三条 法第十二条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する期間は、一月とする。</p>				
標準処理期間				
経由機関での期間	処理機関での期間		うち協議機関での期間	計
日	1か月2週間 ※縦覧期間(2週間)を含む		日	1か月2週間 ※縦覧期間(2週間)を含む

【備考】

特定非営利活動促進法第10条第2項の規定により、合併の認証申請があった場合には、その申請書を受理した日から2週間、その指定した場所において、公衆の縦覧に供しなければならないとされている。

また、特定非営利活動促進法第12条第2項の規定により、認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の縦覧期間を経過した日から2月(条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならないとされており、青森県特定非営利活動促進法施行条例第3条でこの期間を1月と定めている。